

令和8年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和8年6月29日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 0時 1分

場所 第9委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
小早川一博副委員長
小見山祐紀委員、保谷武委員、内沼博史委員、岡地優委員、高橋政雄委員、
細川威委員、平松大佑委員、古川圭吾委員、小谷野五雄委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
小島茂県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、
飯塚雅彦県土整備部副部長、伊藤太一参事兼河川砂防課長、
小山省吾県土整備政策課長、大塚信孝県土整備政策課政策幹、
奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、永井儀男道路街路課長、
藤原直樹道路環境課長、帆刈章河川環境課長

小山直紀収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]
中村克都市整備部長、浪江美穂都市政策・公園局長、
山田暁子まちづくり局長、藤井大司都市整備政策課長、高野工都市計画課長、
荒井正之市街地整備課長、高橋英樹公園スタジアム課長、
小松克枝建築安全課長、高頭秀和住宅課長、秋葉裕子営繕課副課長、
田島和彦設備課長、持齋康弘産業基盤対策幹、
大山直宏大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹

畠中達弘健康長寿課副課長

北田健夫下水道事業管理者、小島孝文下水道局長、西村憲一下水道局副参事
鯨井素子下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
影嶋浩一下水道事業課管路対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 99 号	訴えの提起について	原案可決
第 100 号	埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の 変更に係る定款の変更について	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

荒川第二調節池の今月一部供用開始について

報告事項

1 都市整備部及び下水道局関係

- (1) 指定管理者等に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について
- (2) 令和8年度における指定管理者の選定について
- (3) 包括的民間委託に係る令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画の概要について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

保谷委員

今後のスケジュールについてお尋ねいたします。国土交通大臣への定款変更認可申請、申請があつて認可があつて、その後料金徴収の終了と無料開放、管理主体の移管までの流れを確認したいと思います。また、今申し上げた以外のプロセスが、何か作業があるのであれば、それも含めて確認したいと思います。

また、管理主体がさいたま市に移管するということですが、譲渡額が0ということだと思いますけれども、その算出根拠は何であるのか。

また、今後県としての維持管理・修繕のための負担は0なのか、さいたま市が全額を負担することになるのかどうか。

また、無料化による交通量の増減と周辺道路への影響の予測をお尋ねいたします。

最後に、事業収支に関しまして、30年前の当初の計画どおりであるのかどうか、また、30年間の収支を累計でお示してください。これは合計額ということではなくて、科目ごとにお示しいただきたいと思います。

また、料金徴収終了時点で未償還額又は剰余が生じる見込みがあるのかどうか、以上、お尋ねいたします。

県土整備政策課政策幹

まず、1点目でございますが、今後のスケジュールについてでございます。今後のスケジュールにつきましては、今議会の議決を頂きまして、9月に定款変更認可申請を国に提出させていただき、11月に定款変更認可を国からいただいた後、11月28日に無料開放、同時にさいたま市への移管の手続を進める中で、11月28日に移管という流れになります。

続きまして、さいたま市への譲渡額は0か、またその算出根拠は、という御質問にお答えいたします。この有料道路区間につきましては、道路法に基づき、譲渡という形ではなく、さいたま市に移管させていただくこととなっております。このため、譲渡額は0ということでございます。

続きまして、今後県として維持管理費や修繕費を負担することはないのか、また、さいたま市が全額負担するのか、という御質問についてお答え申し上げます。道路法に基づきまして、さいたま市に移管することになりますので、無料開放後の維持管理や修繕につきましては、全てさいたま市が行うことになります。

続きまして、無料開放後の交通量の見込みはどうか、という御質問にお答えいたします。新見沼大橋有料道路における令和7年度の実績交通量は、1日当たり7,539台となっております。また、現道の国道463号の交通量は、1日当たり14,173台となっております。このため、有料道路と現道の国道463号を合わせると、約22,000台となります。一方で、この区間は4車線で整備されておりますので、交通容量は1日当たり約36,000台が通行できることとなります。このため、先ほど現道と有料道路を足したものと合わせて、周辺の交通量がこの路線に集まってきたとしても、おおむね交通量は賄えると考えております。

続きまして、事業収支は当初の計画どおりか、また30年間の累計の収支を、という御質問についてお答え申し上げます。当初の収支計画では、収入・支出ともに208億円を見込んでおりましたが、30年間の総収入は125億7,000万円、総支出は168億

5, 000万円を見込んでおります。計画に対しまして、収入は83億円の減、支出は39億5, 000万円の減となっております。また、収入の内訳でございますけれども、基本的には通行料金収入等で約125億円を見込んでおります。そのほか、県から補助金として42億8, 000万円を予定しております。一方、支出でございますけれども、建設費に要した費用が108億円、また維持管理費等の内訳は60億5, 000万円を予定しております。

続きまして、未償還額又は剰余が生じる見込みはあるか、ある場合どのように処理するのか、という御質問でございます。新見沼大橋有料道路の収支については、先ほど申し上げたとおりでございますが、実際に結果、差額の42億8, 000万円につきましては、県の補助金で精算することといたしております。また、この補助金につきましては、令和8年2月議会におきまして、令和8年度分37億8, 000万円、令和9年度分5億円の債務負担で御承認いただいたところでございます。

保谷委員

まず、交通量の変化についてですけれども、先ほど現道とおっしゃったのが、463号念仏橋のことだと思いますけれども、こちらの方が今だと14, 000台の交通量があるということで、新見沼大橋と念仏橋が両方ともに無料になるということで、恐らく交通量が同じぐらいになるだろうという見込みであるというふうな理解でよろしいのかどうか、確認をさせていただきます。

また、30年間の収支についてですが、細かい数字をメモしきれなかったもので、もしかしたら重ねてお聞きすることになってしまうかもしれませんが、当初計画の総事業費108億円というのは建設費のみという理解でよろしいでしょうか。建設費以外の30年間の運営費が合わせて100億円、利払いが100億円ということでしょうか。確認をさせていただきます。

また、30年間の事業を終了するに当たりまして、この道路を当初から無料にするというやり方もあり得たと思うのですけれども、無料ではなくて有料で30年間経営したということの最終的な評価、これが正しいやり方、よりよいやり方だと今の時点でお考えなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

県土整備政策課政策幹

まず、1点目でございますけれども、現道の国道463号につきましては、委員がおっしゃられる箇所でございます。実際には現道で約14, 000台、有料道路で7, 000台程度の交通量が現在通っております。実際には、半々というよりは無料になりますので、より多くの車がこの有料道路を通っていただくことになると考えております。また、それだけではなく、やはり無料になるという効果を考えますと、周辺の道路からもより利用者が増えてくるのではないかと予測しておきまして、約30, 000台程度は通るのではないかと考えております。

また、収入・支出の部分でございます。実際には現在、最終的な支出総額といたしましては、168億5, 000万を予定しております。この168億5, 000万のうち、建設資金として要した費用が108億円になります。そのほか、道路の維持管理や、例えば料金徴収員さん等の費用、また公社の運営費用等を含めると、60億5, 000万円が維持管理費等という形になります。一方で、収入の方でございますけれども、精算するに当たりまして、当然168億5, 000万円が必要になってまいります。そのうち通行料金収入等で現在収入を見込んでおりますのが、125億7, 000万となっております。

です。不足額という表現をさせていただきますけれども、42億8,000万円が実際に不足という形になります。これにつきましては、まず37億8,000万については、今年度、予算を頂いておりますので、それをまず道路公社に渡して、それを県に返金いただくという流れがございます。一方で、令和9年度分については、料金徴収したブースとか、そのような撤去費用も、来年度無料開放後に工事を行ってまいりますので、来年度予算として5億円を見込んでいるところでございます。

また、総合的な評価ということでございますけれども、今御説明させていただきました、実際には今回県が負担する42億8,000万がございますので、当初計画どおりにならなかったということも受け止めなければならないと考えています。一方で、実際にこの有料道路事業としてやらせていただいたことにつきましては、やはりこの有料道路事業を導入したことによって、通常の道路事業よりも予算を多く投入したことによりまして、6年間前倒しで早期供用が図れたこと、また実際にはその料金収入、受益者負担になりますけれども、料金収入によりまして、建設費の108億円、また維持管理費の一部分を賄えたということから、総合的に考えますと、有料道路事業を導入したことによる効果は非常に大きかったと考えております。

平松委員

先ほどのやりとりで、収支の関係であったりだとか、その辺は理解をしたのですけれども、先ほど総括で、当初どおりにはならなかったけれども、建設費と維持管理費の一部は回収できたというお話でした。30年でこの料金徴収期間の間に、本来、当初の予定であれば維持管理費も含めた総事業費をそこで回収するという話で、不足額が42.8億円出たという話なのですけれども、今までもこういった事業に取り組んでいらっしゃるんですが、ほかの事業と比べたときに、総事業費、実際には168億5,000万円の中で、42.8億円の不足額が出たというのは、ほかの事業と比べて優良度合いというか、健全性というかでいくと、どのような評価をされているのでしょうか。

県土整備政策課政策幹

他の事業といいますか、有料道路と比較してどうかという御質問でございます。今回の新見沼大橋有料道路では、支出額が160億円に対して、実際には25%という割合で不足額が生じたということでございます。これまでに県が無料開放してきた路線が、4路線ございます。まず初めに、新浦和橋有料道路では、支出額約70億円のうち、24%の割合で不足額が発生しております。また、熊谷東松山有料道路では、支出額が217億円でございましたけれども、そのうちの44%が不足額となっております。また、富士見川越有料道路では、支出額262億に対して8%、これは少なく出ております。また、狭山環状有料道路では、支出額110億円のうち7%となっているところでございます。このため、富士見川越有料道路、狭山環状有料道路よりは高い結果となっておりますが、熊谷東松山有料道路よりは高く、また新浦和橋有料道路とは同程度の結果となっております。

【所管事務に関する質問（荒川第二調節池の今月一部供用開始について）】

保谷委員

荒川第二・三調節池が、今国の事業として進行していて、まだ未完成ではありますが、今月6月12日より一部区間のみ運用を開始いたしました。関係者の御尽力にこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。この事業自体は国の事業でありますけれども、県への影響というのもあるかと思しますので、この際確認させていただきたいと思います。

まず一つ目は、今回の運用開始に伴う県管理河川の河川整備計画、水門及び排水機場の現状の運用ルールへの影響はどうであるのか、お尋ねいたします。

参事兼河川砂防課長

運用開始に伴う河川整備計画、水門、排水機場の運用ルールへの影響ということでございましたけれども、荒川第二・三調節池につきましては、国の荒川水系河川整備計画、これに基づきまして、平成30年度に新規事業化され、国によって整備が進められている状況でございます。委員御指摘のとおり、このうち第二調節地の一部が6月12日に完成して、運用が開始されたというところでございます。

御質問いただきました、県管理河川の河川整備計画への影響でございますけれども、県管理河川の河川整備計画は、流入先となっております国の河川整備計画を見込んで作成してございますので、今回の運用開始によって変更する必要はないというところでございます。また、水門、排水機場の運用ルールへの影響につきましても、荒川ですとか県管理河川の水位を基に、水門の開閉操作ですとか、排水機場の運転操作を行っておりますので、今回の運用開始によって操作規則の変更の必要はないというところでございます。

保谷委員

次に、今回の運用開始に伴う上流、下流それぞれの内水への影響についてお尋ねいたします。

参事兼河川砂防課長

今回の運用開始に伴う上流、下流への内水の影響ということでございます。今回の運用開始の前後を比較して、洪水時の河川の水位が変われば、内水が河川に排水しやすくなる、又は排水しにくくなるという影響があると考えてございます。個別に上流、下流でお話させていただきますと、まず調節池より下流につきましては、洪水時に荒川の水を調節池に貯めることで、水位の上昇を抑えることができると国から聞いてございます。そのため、荒川に合流する河川の水位上昇も抑えられることから、内水をより円滑に河川に排水できるものと考えてございます。一方で、調節池より上流でございますが、今回は調節池を囲む全ての堤防が完成しているわけではない状況ですので、調節池の底面となります河川敷が冠水する頻度は大きく変わらないと国から聞いてございます。そのため、上流の水位は調節池運用の前後で変化しないと考えられ、内水への影響はないものと考えてございます。

保谷委員

最後に、流域市の洪水ハザードマップの更新の必要が生じるかと思いますが、この流域市が洪水ハザードマップを更新するに当たっての県の支援体制というのはどうであるのか、お尋ねいたします。

参事兼河川砂防課長

流域市が洪水ハザードマップを更新する際には、河川管理者が作成する洪水浸水想定区域図、これを基礎資料としてございます。荒川の洪水浸水想定区域図は、河川管理者である国が、河川の整備状況を踏まえて適宜更新をするものとなっております。このため、県による支援ということですが、この区域図の更新に合わせて、流域市に対して洪水ハザードマップの更新についての方法の助言を行うというところでございます。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

小見山委員

99号議案に関連してお聞きします。県営住宅の家賃滞納者へ訴訟を起こすには、滞納者の住所や連絡先などをつかんでいる必要があると思いますが、例えば、滞納者が海外へ出国してしまっている場合など、なかなか連絡先がつかめないケースや、裁判が円滑に進まないケースも想定され得ると思います。そういうケースでは、県はどう対応するのか、また過去にそういった事例があったかどうか、教えてください。

住宅課長

連絡先がつかめないなどの場合の県の対応と、過去の事例についてでございます。委員御指摘のとおり、家賃滞納者が所在不明な場合でも、住戸の明渡し等を求めるケースはございます。その際、書面が本人に届いたとみなすことができる民事訴訟法による公示送達を行うことによって、訴訟手続を進めることができます。今回の訴えの提起の対象者に対しては、度重なる携帯電話の架電や、更に訪問、文書送付などを行ったにもかかわらず、連絡がつかないといった状況でございました。この上、公示送達等により最終通知を行ったものでございます。御提案させていただいている訴えの提起を御議決いただいた後、速やかに訴訟手続を進める予定でございます。また、同様の事例でございますが、令和7年以降では所在不明のまま、訴えの提起を3件してございます。

小見山委員

所在不明のケースがあるという御説明でしたけれども、その中で、滞納者が恐らく海外にいるのではないかと疑われるようなケースというのが、あったかどうかを教えてください。

住宅課長

海外に出国したといったような事例は、実際にございました。

小見山委員

そういった場合はどこまで追跡できるというか、最終的にはどういう決着を迎えるのでしょうか。

住宅課長

海外に出国する前が勝負だと思っておりまして、それまでに何とか、親戚だとか、それからこちらにいらっしゃる連絡員等、そちらの方にもうまく連絡をつけるように努力しているといったことが現状でございます。

小谷野委員

訴えをしたり、当然費用がかかるわけですが、大体どの程度かかるものなのか。

いろいろと何かできない理由があるのかどうか分かりませんが、今は保証協会というのがありまして、そこが2か月滞納があると、弁護士などを通して退去命令もできますし、それは保証協会の費用というのは、入居者が払うというのが前提になっています。これは十数年前にも質問したことがあります、やはりこのように毎回滞納者がいるわけですから、十数年前はもっといまして、10人とか20人くらいいたような気がします。保証協会を通して県がやるということが、これはできないのかどうか分かりませんが、これはできるのか、できるのであればそうした方が、専門の弁護士もついていらっしゃるし、県の費用は一切かかりませんので、そのようにした方がいいというふうに思うのですけど、どうですか。

住宅課長

最初に訴訟の費用でございますが、7年度実績から申し上げますと、1件当たり約100万円になります。

それから、保証協会等の適用についてですけれども、4年度に1回調査したことがございます。そちらの際には、他県の状況としましては、15都道府県が実施しており、都道府県単位ではまだ広まっていないといった状況でございました。理由としては、やはり低所得者の方でして、保証協会に支払う費用というのを入居者が負担することになってしまいます。そちらの方で、やはり進んでいないのかなといった理由になると思います。

小谷野委員

1件当たり100万かかると、そうすると2件なら200万かかるわけで、そうするとこの人たちが住んだ費用は、全部そちらの方に使うような状況になってしまう。入居者が保証協会の費用を、多分これは家賃の1か月分で。だから、30,000円の家賃であれば30,000円ぐらいで済むでしょうし、よく調べて、毎年このようなふうなので。数百万のお金をかけているのであれば、前向きに考えていくべきだと思いますけど、どうですか。

住宅課長

家賃負担の上で入居者に負担がどこまでできるか、これから検討事項とさせていただければと思います。

小谷野委員

結構重要なことで、しっかりやっておかないと。やはり数百万も、県の税金ですから。その辺は部長はどう考えているのか。

都市整備部長

家賃滞納者がいらっしゃるという状況の中で、いかにその訴訟等の費用を抑えていくかというのは、私どもも重要なことと考えてございます。一方、県営住宅の入居者については、住宅困窮者ということで、低所得の方が非常に多い状況にございます。入居者の負担と、私どもの県営住宅の収入、どういうふうに確保していくのかといったところを総合的に見ながら、保証協会の活用といった部分についても検討してまいりたいと考えてございます。

細川委員

今回の訴えの提起に至ったということで、先ほどもお話があったように、訴訟は県民にとっても行政にとっても大きな負担になるかと思います。そこで訴訟提起に至るまでに、県としてどのような、いわゆる納付相談ですとか、あとは生活状況の確認、あるいはこの分割納付などの支援を行ってきたのかということと、どこまでいったら訴訟まで踏み切るのかという線引きはどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

もう1点、県営住宅に関しての家賃滞納の時効は何年になるのか教えてください。

住宅課長

訴訟提起までの支援についてのお話と、それから県営住宅家賃の時効について、2点でございます。

最初に、訴訟提起までの支援についてでございますが、病気や失職などで収入が激減して、家賃全額の支払等が難しい入居者に対しては、50%又は25%の家賃減免を行っております。また、入居者の収入状況に応じて、分割納付などの相談にも応じるほか、収入の見込みが全く立たない方に対しては、生活保護の窓口を案内したり、必要に応じて住宅供給公社職員が窓口まで同行しております。県営住宅は住宅セーフティネットであるため、支援を必要とする入居者に対しては、丁寧な対応に努めております。大多数の入居者は、厳しい中でもきちんと家賃の支払を頂いているところでございます。今回のような悪質な家賃滞納者に対しては、県営住宅における公平性、平等性の観点からも、厳正に対処する必要があると考えております。

県営住宅の家賃の時効でございますが、5年でございます。

どこまでいったら訴訟になるかでございますが、6か月以上としております。6か月につきましては、最高裁の判例で出ておりまして、信頼関係が破綻した期間というものがございます。

平松委員

今、細川委員から、催告の状況についてお話をお聞きしました。現在、収納率でいくと99%ということで、大変高い数字でございますので、皆様の努力というのは改めて評価を申し上げるところでありますけれども、当然100%を目指していかなければならないと。あわせて、南部ですと県営住宅の需要も大変高いという状況で、長期にわたって入居ができないという状況は避けなければいけないというところで、2点お聞きしたいのですが、当然滞納が長期化すれば、どんどん未納額が増えて、更に払いつらい状態になっていくと。初期段階で対応していくということが非常に重要ということで、お話をお聞きしていますけど、電話を、催告をされたりですとか、あるいは直接御訪問をされているというふうにお聞きをしています。ただ、中々ですね、お会いできないということが多いというふうにお聞きをしております。そういう方でも、郵送物を見ない、電話も出ないという人でも、SMS、いわゆるショートメールみたいなものであれば、税の関係なんかでもかなり効果を上げているというところでもあります。こういったSMSの活用みたいなところについての御見解をお聞きしたいのが1点目です。

2点目が、先ほども生活保護の窓口をお伝えしたりですとか、あるいはそこに同行するというお話もありました。ただ、そこに至る前にまずは会わなければならないというところがあるんですけど、なかなか居留守を使われたりですとか、お会いできないケースも非常に多いというふうにお聞きをしております。そのため、そこを更に踏み込んで、滞納の

督促、催告の方がメインでなくて、例えばケースワーカーさんだとかケアマネさんだとか、そういう福祉の方がメインで行くところに住宅担当者が同行するという形であれば、比較的、生活課題も把握しやすいですし、ドアを開けてくれるという話も聞いていますけれども、その辺の取組について、お考えをお聞きしたいと思います。

住宅課長

SMSの活用とその効果、それから福祉担当者との同行による担当者の家賃徴収の2点についてお答えいたします。

SMSの活用につきましてですが、委員御指摘のとおり、滞納初期の対応は特に重要と考えております。本県では、滞納1か月目から督促状の送付や電話等による架電に加え、SMS、いわゆるショートメッセージサービスによる連絡も行っております。SMSでは、連絡に対し返信されることが多く、有効な連絡手段の一つと認識しております。一方、県営住宅に入居されている方は、住宅困窮者で何らかの支援が必要とされている方が多く、家賃滞納に伴う電話や訪問が、異変に気付くきっかけになると考えております。そこで、直接電話や訪問も行い、入居者に寄り添っていくことも重要と考えております。

2点目でございます。福祉担当者との同行による、担当者の家賃徴収の関係でございます。入居者に収入がないなど、生活保護部局との連携が必要な場合は、生活保護の窓口等を案内するだけではなく、住宅供給公社職員が入居者に同行することがございます。また、病気やけが、年齢による衰えなど、入居者に一定のケアが必要となった場合、市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会などへの連絡も行っております。他方、ケースワーカー等による支援と滞納家賃の支払を目的とした同時訪問は、その目的が相反しており、かえって入居者に不信感を抱かせてしまい、必要な助けを求めにくくなるといった懸念はございます。福祉部局との連携は重要と考えております。入居者の状況や心情に寄り添いながら、引き続き、丁寧な対応を行ってまいります。

内沼委員

先ほどの細川委員の質問に付随しまして、訴訟が起こせる6か月という話でした。今回の関係は11か月と10か月ということで、家賃を見ると90,000円と120,000円ということで、そこそこの高い家賃で。そうすると1か月延びれば、その分また溜まってしまうことがあるので、例えば6か月から起こせるのであれば6か月を目途に、多くても7か月とか、そのくらいで今回の関係は訴訟という段階に踏み切れなかったのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

住宅課長

6か月を目途に訴訟に移行できないのかという御質問でございます。6か月の後に訴訟に勝つためには、こちらの主張が通るためには、様々な信頼関係が崩れたということ、調査しなければならないと捉えております。例えば曜日や時間だとかを変えた訪問で、きちんとコミュニケーションがとれたかですとか、滞納の理由ですとか、各々住宅セーフティネットでございますので、各々が持っている事由等がそれぞれ異なっております。本当に悪質な者に対して訴訟すべきだというふうに考えておりまして、その判断等々で少し時間かかっているといった状況でございます。

内沼委員

それは分かりますが、基本的に2か月、3か月滞納している中で、その中である程度こ

の人は危ないという判断をした中で、そういう調査をしながら、少しでも滞納の額を短くするためには、その辺のことは今の6か月を過ぎてからやっと調査を始めて、これからこの人がどうかというようなお話でしたが、もう少し、6か月を過ぎる前から、それこそ4か月、5か月も滞納しているということは、もしかしたらこれからもっと続くという可能性も含めて、もう少し早い段階から悪質だとかそういう調査をするということではできないのかどうかだけ、お聞きします。

住宅課長

滞納が発生した後は、先ほどの御質問にもあったように、文書を送ったりですとか、それから訪問したりですとか、通知を送ったりですとか、更に連帯保証人さんがいたら、連帯保証人さんと連絡をとったりですとか、それから連絡員の方にとったりですとか、ということを繰り返しまして、更に訪問したときには、その相談などに対応するようにしております。その上で6か月经過した方に対して、訴訟を起こすという状態でございます。その期間について短くできないかというところについてですが、事務手続上、やはり少し時間がかかってしまうということがありますので、少しでも短くなるような検討をさせていただきたいと思います。

【付託議案に対する討論】

なし